

■ 被災者への診療体制の確保

平成23年度 1次補正 14億円

今後の被災地の医療確保への対応

避難所や仮設住宅で生活する被災者への 診療を行う体制を確保するため、仮設診療所等を整備する。

1. 仮設診療所・仮設歯科診療所の整備 1,263百万円（医科844百万円、歯科418百万円）

■ 東日本大震災による被害が甚大な地域においては、地震や津波により沿岸地域を中心に診療所の建物が壊滅状態となり、その復興には相当な時間を要することになる。

■ 避難所や仮設住宅で生活する被災者に医療を提供する体制を迅速に確保するため、仮設診療所（薬局を併設するものを含む）・仮設歯科診療所を整備する。

- ・対象経費 : 仮設診療所設置費用、医療機器購入費 等
- ・補助率 : 定額



2. 歯科巡回診療車の整備 101百万円

■ 歯科疾患は、咀嚼機能を低下させるため、避難所や仮設住居等、環境の異なった場所で長く生活する高齢者や障害者にとっては、十分な栄養の摂取困難に繋がり、全身の衰弱が一層進む場合がある。

■ 仮設住宅で生活する、通院困難な介護が必要な高齢の被災者や障害等を抱える被災者への歯科保健医療を確保するため、歯科巡回診療車を整備する。

- ・対象経費 : 巡回診療用の自動車購入費、車載用の医療関係機器購入費 等
- ・補助率 : 定額



■ 医療施設等の災害復旧等

平成23年度 1次補正 70億円

今後の被災地の医療確保への対応

東日本大震災において被災した医療施設等を 早急に復旧し、被災地における医療提供体制の復興を図る。

1. 東日本大震災により被害を受けた医療施設等の災害復旧事業 3,618百万円

■ 被災した医療施設等の災害復旧のため、施設整備に要する費用について国庫補助。※ 医療機関は法律補助

(補助対象)

- ・診療棟、病棟、診察室等、被災部分の災害復旧に要する工事費
- ・建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備（CT、MRI、リニアック等）

(補助対象施設) ※ 下線：新たに対象施設に追加予定

- ・公立病院、公的病院、救命救急センター、周産期母子医療センター、小児救急医療拠点病院、災害拠点病院、二次救急医療機関、在宅当番医制診療所 等
- ・看護師等養成所、理学療法士・作業療法士養成所、歯科衛生士養成所 等
- ・看護師宿舎 等

(国庫補助率)

- ・公的医療機関（公立・公的） : 2/3 ※ 通常1/2の補助率を特別立法により補助率嵩上げを実施予定
- ・救命救急センターなど（上記以外の施設） : 1/2

2. 東日本大震災により被害を受けた病院の近代化整備事業 3,245百万円

■ 被災した病院（公立を除く）が患者の療養環境等の改善のための施設整備を行う場合に要する費用について国庫補助。

- ・医療施設近代化整備事業を適用
- ・国庫補助（調整）率 : 1/3
- ・補助要件（主なもの）
 - ・整備後の1床あたりの病室面積を6.4㎡以上、病棟面積を18㎡以上とすること
 - ・病棟に食堂、談話室、スロープ等を整備すること など

3. (独) 国立成育医療研究センターの災害復旧 131百万円

■ 東日本大震災で被災した(独) 国立成育医療研究センターの災害復旧を行う。(施設整備費)

■ 地域医療再生臨時特例交付金の特例

平成22年度
補正

今後の被災地の医療確保への対応

被災3県に対する取扱い

- 下記のスケジュール案に関係なく、交付額の上限である120億円を確保。
- このうち基礎額部分の15億円については、医療機能を回復するために緊急的に必要である場合は、前倒して交付することを可能とした。

(参考)事業概要及びスケジュール案

<事業概要>

- ◎ 都道府県が策定する地域医療再生計画に基づく事業を支援
- 対象地域 都道府県単位(三次医療圏) ※一次・二次医療圏を含む広域医療圏
- 対象事業 地域の実情に応じて自由に事業を決定
- 計画期間 平成25年度までの4年間
- 予算総額 2,100億円 (15億円×52地域、加算額 1,320億円) (上限120億円)
- 計画の評価・助言は、厚生労働省に設置する有識者による会議で実施

<スケジュール案(被災3県以外)>

- 平成23年 6月16日 地域医療再生計画の提出期限
- 8月中旬 有識者会議の開催
- 8月下旬 都道府県に対する交付金の額の内示
- 9月初旬 都道府県に対する交付金の交付決定

訪問看護ステーションの現状と今後の対応

【調査対象・方法】

- 調査対象：被災3県（岩手・宮城・福島）の全訪問看護ステーション252件（岩手：61件、宮城88件、福島103件。）
- 調査方法：郵送による自記式質問紙調査。調査期間は、平成23年4月8日～15日。）
- 結果：震災により廃止・休止した8事業所を除く、244事業所より回答を得た（回答率100%）。

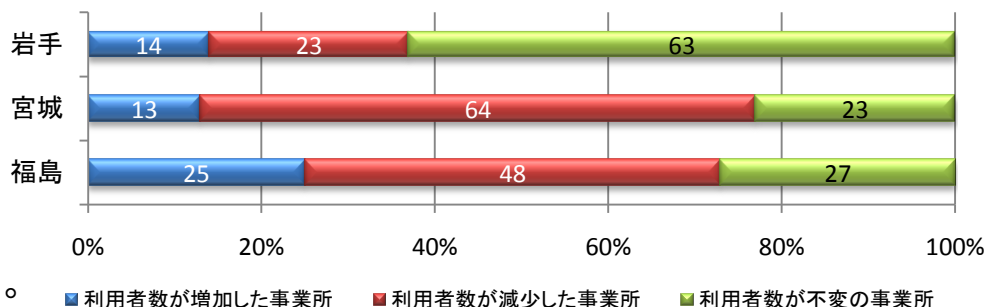
■震災前後のステーション数の変化

	岩手	宮城	福島	合計
震災前の事業所数	61	88	103	252
震災後、廃止・休止した事業所	0	1	7	8
現在の稼働事業所数	61(2)*	87	96	244(2)

*（ ）内は建物の全壊により仮施設で稼働している事業所数

■震災前後のステーションの利用者数の変化

- 震災前後、利用者数が減少したと回答した事業所は、岩手23%、宮城64%、福島48%であった。利用者数でみると、各県とも5%～10%減となった。
- 利用者数減の理由として、1)被災による利用者の死亡、2)訪問対象地域外への避難、3)医療依存度の高い利用者は震災直後に入院の措置を講じたことなどが挙げられた。



■震災後のサービス提供状況

- 岩手:54件(89%)、宮城:81件(93%)、福島:92件(95%)の事業所が震災前と同様の通常サービスを提供できていると回答した。訪問看護師の不足により、訪問が制限されている事業所は2ヶ所であり、今後必要に応じて県および職能団体等が採用の支援等をしていく予定である。

【対応】

- 訪問看護サービスを適切に提供するため、全国の自治体や関係団体等を通じた看護師等の派遣による人的支援に加えて、仮設事業所におけるサービス提供や人員基準を満たさない場合におけるサービス提供など、柔軟な取扱いを可能にしているところ。
- 訪問看護ステーションの災害復旧に関して、①施設整備(建物)に対する補助(国1/2)、②事業再開に要する補助(パソコン・訪問車両等(1事業所当たり700万円を予定))を第1次補正予算に計上。